

計量の実施推進要領

計量の実施推進については、函館市水産物地方卸売市場条例（以下「条例」という。）第54条第1項の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 開設者、卸売業者、仲卸業者および買受人の責務

開設者、卸売業者、仲卸業者および買受人は、次の各号に定めるところにより、計量の実施推進に努めなければならない。

(1) 開設者

卸売業者が行う販売物品の販売開始前検量の実施に対して必要に応じた立会指導をするものとする。

(2) 卸売業者

ア 出荷者に対して正量出荷要請をするものとする。

イ 条例第54条第1項に規定する業務の執行体制の確立を図るものとする。

ウ 販売物品の販売開始前検量の実施を徹底するものとする。

(3) 仲卸業者および買受人

開設者および卸売業者の検量業務に対して随時立ち会い、協力するものとする。

2 事故物品は、次により処理するものとする。

(1) 卸売業者、仲卸業者および買受人との協議により解決するものとする。

(2) 前号により解決できない事故物品の処理にあたっては、「受託物品事故確認要領」および「売渡物品事故処理要領」により処理するものとする。

附 則

1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

2 計量推進実施要領（昭和54年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。